

小売電気事業及び小売供給の登録審査について

(趣旨)

第6回委員会において、当委員会での登録審査に当たり、申請事業者が反社会的勢力など問題のある事業者でないかを丁寧に確認する必要性について御議論いただいたところ。これを踏まえ、第1回委員会において定めた委員会における小売電気事業及び小売供給（以下「小売電気事業等」という。）の登録審査に関する基本的な審査方針を改正するとともに、電気事業法第2条の2及び第27条の15の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準（以下「審査基準」という。）の改正について、経済産業大臣に建議することに関し、対応を御検討いただく。

また、改正後の基本的な審査方針及び第2回委員会において検討を行った具体的な登録審査の考え方にに基づき、小売電気事業等を営もうとする者の登録申請について、「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められるもの」に該当しないか、当委員会において審査を行った結果を踏まえて、経済産業大臣への回答について御検討いただく。

主なポイント

1. 基本的な審査方針及び審査基準の改正について

第6回委員会における、申請事業者が反社会的勢力など問題のある事業者でないかを確認する必要性についての御議論を踏まえ、第1回委員会において定めた基本的な審査方針を以下のとおり改正する。また、審査基準について、資料3-1により経済産業大臣に建議することに関し、対応を御検討いただく。

(基本的な審査方針の改正案【下線部を追加】)

- ① 同時同量や電源調達等の需給管理の業務等、小売事業者として行う業務の実施体制が定まっているか
- ② 説明義務・書面交付義務が適切に遵守される体制となっているか
- ③ 苦情等処理体制が適切か
- ④ 反社会的勢力との関係がないものか 等

(注) 上記④における反社会的勢力との関係については、具体的には、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること、法人でその役員の中に暴力団員等のあるものであること、暴力団員等がその事業活動を支配する者であること等を想定している。

2. 小売電気事業等の登録申請に係る審査結果について

来年4月の第2弾改正電気事業法の施行に先立ち、経済産業省では、本年8月3日より小売電気事業等の登録申請の受付を開始したところ。経済産業省においては、平成27年10月7日時点で82件の小売電気事業等を営もうとする者の登録申請があり、これを受け、当委員会への意見聴取が行われている。当委員会として審査を行った結果、今回は、資料3-2の別添に記載されている40件の各事業者について審査基準1.(2)に規定された「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められるもの」に該当する事実は認められないため、資料3-2により経済産業大臣に意見を回答することに関し、御検討いただく。